監 査 報 告 書

令和8年5月22日

学校法人　純心女子学園
　理 事 会　　御 中
　評議員会　　御 中

学校法人　純心女子学園

監 事　松下　清

監 事　溝江　宏俊

私たち監事は、令和7年度における学校法人純心女子学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

記

1．監査の方法及びその内容

(1) 学校法人の業務並びに理事の業務執行の状況については、理事会及び評議員会に出席するとともに、理事長、学長、校長等とそれぞれ面談し、業務の執行状況等について意見交換を行いました。また、常任理事会、教授会等の議事録について閲覧するなど、業務の執行状況の適法性及び妥当性について確認しました。

(2) 財産の状況については、計算関係書類及び財産目録について検証しました。また、会計監査人から報告書の提出及び説明を受け、意見交換を行うなど連携を図りました。

2．監査の結果

(1) 学校法人の業務に関しては、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

　なお、大学、高等学校、中学校の令和7年度の入学者はいずれも前年度に引き続き定員に達していない状況にあるので、学生生徒の収容定員の確保に向け、これまで以上に取り組む必要があります。

(2) 財産の状況に関しては、財産目録及び計算関係書類について、会計諸帳簿の記載金額と合致し、記帳、計算ともに正確に行われており、適正に表示しているものと認めます。

　なお、事業活動収支は、学生生徒の減少に伴う収入の減少等により、令和4年度以降赤字額が増加し、学生生徒納付金で教職員の人件費を賄えないなど厳しい財政状況にあります。教育水準の確保のためにも収支の改善を図るべく経費削減など一層の努力が必要であります。

(3) 理事の業務執行の状況に関しては、適正に行われており、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以　上